

規制改革会議
第6回 貿易タスクフォース
議事概要

1. 日時：平成19年11月19日（月）10:50～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第3共用会議室
3. 議事：輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」の意義、効果等の再検証等について
4. 出席者：

（財務省）

関税局業務課長 上斗米 明氏

関税局監視課長 増田 義一氏

（規制改革会議）

有富委員、中条委員

5. 議事概要：

○有富委員 それでは定刻になりましたので、規制改革会議の貿易タスクフォースを始めたいと思います。皆様にはお忙しいところ御足労賜りまして誠にありがとうございます。

当規制改革会議は、年末に総理大臣の諮問に応じた第2次の答申を公表すべく検討を進めておりますが、本日は議事次第でございますように、輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」の意義、効果等の再検証等について、財務省の皆様と意見交換をさせていただくためにお集まりをいただきました。

本日の議事録及び配布資料はいずれも後日当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきますたく存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。

当タスクは、かねてより輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」について、その動向に関心を払っており、5月末の答申においても記載を行った経緯にあります。それはその後、6月に3か年計画として閣議決定されたわけですが、今回はそのフォローアップとして、現在の検討状況についてヒアリングし、今後の検討の方向性について議論をさせていただきたいと存じます。

なお、事前に送付いたしました質問事項につき回答をちょうだいしておりますので、まずは、その御回答を御説明いただき、それぞれの項目について議論してまいりたいと存じます。

それでは、まず1番目の3か年計画記載事項の検討状況につきまして、10分程度で御回答をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○上斗米業務課長 それでは、前回5月にこちらのほうのヒアリングにお伺いしたときにも若干御説明申し上げましたが、その後、アジア・ゲートウェイ構想、あるいは規制改革推進のための3か年計画においても記載されております輸出におけるいわゆる「保税搬入

原則」に係る検討状況につきまして、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

「保税搬入原則」自体については、5月のヒアリングの際においても御説明申し上げましたけれども、輸出を行うに当たりまして、原則としまして、まず保税地域に貨物を運び込んでいただきまして、輸出に必要なデータ等が揃った上で申告をしていただくこととなります。輸出申告がなされますと、特に書類審査や貨物検査が必要ない場合は直ちに許可がなされるということになります。また、そこで書類審査や貨物検査が必要だということになりますと、税関の職員が出向いて行く、あるいは大型X線検査装置等の検査場まで貨物を運んでいただき、そこでX線をかけるなり、場合によってはコンテナ等を開けて中身をチェックすることがなされているわけですが、いずれにしろ許可が出た後につきましては、これは日本の内国の貨物ではなく外に出て行く貨物ということで外国貨物として取り扱われていくわけですので、実際にそれが船舶等に乘せられて出て行くことが担保されなければいけないわけです。

「保税搬入原則」の目的につきましては、今申し上げましたような、輸出に係る貨物の管理を通じまして、大量破壊兵器であるとか、最近では産業廃棄物の関係が実際多いわけですが、そうしたもののチェックを行う機会を確保する必要がございます。そういう意味での場所がある意味で保税地域であり、港、空港の地区のコンテナヤード等という形が一般的でございますので、そういった場所であれば我々の職員が直ちにそこに出向くこともできますが、これがはるか内陸のそれぞれの自社のばらばらのところということになれば、たとえ審査・検査の必要があっても、すぐにそこに行くことは必ずしもできないという問題があります。

それから輸出の許可が出ますと、これは外国貨物でなされるということになりますので、また「輸出許可書」が税関から出されるわけですが、その輸出許可書をもって消費税、たばこ税、他の内国消費税もありますけれども、いわゆる輸出免税ができるということになるわけですが、輸出許可書が出た外国貨物が実は国内で出回って売られていたということになりますと、消費税はその部分が欠落していることとなります。あるいはガソリン税やたばこ税のように高額な内国税が課されているようなケースがありますので、そうしたものを逃れるということになります。そういった関税及び消費税等の適正な徴収といいますか、輸出免税の乱用をチェックする観点からもしっかりした管理をしていただく必要があるということです。

また、最初に私申し上げたように、港の周辺で置いていただければ税関の検査の効率も非常に高いものですから、これがばらばらのところでそれぞれに行くというのはなかなか現実問題として難しいということがございますので、そういった目的から行われているのが基本でございます。

これは既に御説明したとおりでございますけれども、その後、5月末以降どういったことが行われてきたかと申しますと、アジア・ゲートウェイ構想に係る「貿易手続改革プログラム」におきましても、こうした問題については、特にAEOの推進に関してですけれ

ども、官民で協議をしながら検討を進めましょうということになっておりますので、本年6月の末に「AEO推進官民協議会」という検討の場を財務省、国土交通省の関係する府省と、経団連等の民間の団体にも御参加いただきまして検討を進めてきたわけですが、これまで6月28日、9月27日、10月9日及び先日11月12日の4回開催しているところでございます。

また、そこで出された議論は取りまとめまして、これは我々のほうで平成20年度改正に向けまして関税・外国為替等審議会の関税分科会で検討しておりますので、そちらのほうに出された主な意見という形で提出させていただいているところでございます。

我々としては、我が国産業や港湾の国際競争力の強化の観点から、先ほど申し上げました輸出に係る「保税搬入原則」がかからない、我々としてセキュリティやコンプライアンス全般について優良と認めた輸出者について、弾力的な輸出申告ができる特定輸出申告制度のまず一層の利用拡大に向けて強化する必要があると考えておりますけれども、それにつきましては、前回御説明いただきましたときに、平成19年3月末は特定輸出者が8社でございましたが、先週段階におきましては、承認した者が39社まで上がってまいりました。金額ベースですと、当時12.6%だったものが現在27.9%まで上がっております。このほか申請がなされている、あるいは申請に当たってはコンプライアンスプログラムを策定して、それにのっとって業務を適正に運営していることをチェックする必要があるものですから、そのための準備段階をやっている企業が約50社程度でございます。こうしたものを含めると、金額ベースですと4割弱程度に上がってくるということになってまいりますので、アジア・ゲートウェイ構想の「貿易手続改革プログラム」で定めました我々の目標が来年末(20年)までに金額ベースで50%ということですので、今のところ民間側の努力、我々としても税関に特別な部門を設けまして、こういった規定をつくり、こういった業務運営を行えば、特定輸出者として我々として承認可能であるという一種コンサルティング的な活動に力を入れておりますので、そういった成果が相当程度上がってきていると判断しているところでございます。

そういう意味で、まさにこの部分の特定輸出申告制度の一層の利用拡大に取り組みを強化するというのが1点でございますが、それに加えまして、仮に保税搬入原則をほかに見直すということであれば、NACCSを通じまして、物の流れをしっかりとチェックすることができるような状態、そのためのNACCS利用拡大や、AEO制度の事業者の拡大等を通じて物流事業者による厳正な貨物管理の実効性をまず確保することと、諸外国の制度の進展も勘案しつつ、輸出に係る保税通関制度全体の見直しを検討する必要があると考えているところでございます。

このような観点から、平成20年度関税改正に係る検討としまして、こうした問題につきまして、具体的な3つの案とそれに係る論点を提示いたしまして、本年11月1日から11月15日まで、先週の木曜日に締め切ったところですが、パブリックコメントを実施したところでございます。現在まさにその結果を取りまとめている作業中でございますが、その

結果も踏まえまして、今後ともさらに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

これが最初の質問に対する御説明でございます。

○有富委員 一応そこまで議論させていただきたいと思えます。中条先生、何かありますか。

○中条委員 パブリックコメントを私も書こうかなと思っていたのですが、2週間ではとてもなかなか書けなくて、きちんと書こうと思うとなかなか2週間というのは短い期間ですよね。もうちょっと長くしていただきたかったなという感じなのですが、どうなんでしょうか。15日までですから大分集まっているところですか。

○上斗米業務課長 全体で43の業界団体、会社、個人の方からパブリックコメントをいただいておりますので、かなり集まったほうだと我々としては思っております。

○中条委員 ただ、その内容はまだ整理はされていच्छゃらない。まだ締め切ったばかりですね。

○上斗米業務課長 今まさに作業中ですので、今週頑張ってやって、来週ぐらいには出せたらいいなと考えているところでございます。

○中条委員 一応19年度中に結論をとということになっているわけですが、どういふ今後スケジュールでお考えになっているんですか。

○上斗米業務課長 パブリックコメントにおける3つの案を見ていただくとわかりますように、それぞれ問題点もありまして、あるいは「AEO推進官民協議会」で出された意見ということをお我々は外に出しておりますけれども、我々として保税搬入原則に代わるようなチェックの部分をお何に求めるかということおです。これがAEO推進官民協議会のおほうでも、民間の方から具体的な提言がなされていないものおですから、別の仕組みを考えるべきだおというお御意見はいただくおのですが、では具体的にどうするのだおと、そこを言っただけだおないと、我々もつらいところおですて、それで3つの案を出して、1つは、御承知のおとお、特定輸出申告制度の現在の要件を若干緩和するおという方向にするものおです。ただ、要件のうち我々おとしても申請承認のプロセスの中おで、皆さん一番大変だおというのは、セキュリティを末端までしっかり整備することおであるおということが非常に多い。特に工場のお拠点がお限られていて、割とサプライチェーンがお単純なところの方々はできるおのですが、これが非常に複雑になる、商社のおようなケースもございまして、こういった方々は非常に難しいおということをおっしゃるおようなことが多おございまして。

そこを緩めていきますと、最終的な我々の目標おとしましては、米国との相互認証おというのがお一番重要であるおというおふうにお、あるいはECでももうしばらくでAEO制度が導入されますおので、米国、ECおという経済圏の非常に大きなところおに対する日本の輸出が他国に比べて競争力が持てるおようにスムーズに流れることが最も重要だおと思っておりますおので、ここを考えますと、米国は特にテロがあつた国おですから、セキュリティの部分おは非常に厳しい状況におありまして、今まで3回程度実務者おとの間で協議をしておりますおが、日本の要件

というのは米国から見ると細かいところはややあいまいであるといわれております。具体的に米国の要件は相当細かいところまで書いているものですから、ここはどういうふうになっているのだと、実はこういう質問を非常に受けておりまして、逆に緩めるという方向になれば、相互認証の対象にすることは非常に難しくなっていくと考えているところがございますので、ここについて皆さんどのように考えるのかということ我々としてコメントをいただきましたところでございます。

○中条委員 パブコメの論点の3つ目に、要するにNACCSを活用していくという話があって、私なんかからすれば、既に8割方のが電子的に処理されていると。NACCSは今や97%か98%使われているわけですから、電子システムが普及して浸透していけば、それで対応できる場所は対応していくということではないかと思うんですね。ただ、大量破壊兵器だとか、そういうものが入っていたら困りますねという話は当然あるわけで、ただし、そういうものについて、今はどのように検査しておられるのですか。搬入されたものを見て、これは大量破壊兵器らしいなと、外からごらんになって、あるいは中をあけてみて検査していらっしゃるのですか。

○増田監視課長 では私のほうから。まず申請を見て、リスクがどの程度あるかというようなことを判定をいたします。リスクの高いものにつきましては、X線装置等を使いまして中身を見たり、開いてみたりとか、そういうような検査をいたします。

他方で、そもそも輸出に際してはいろんな他法令の関税法以外の法令にひっかかるかどうかというような書類検査もございますので、そちらのほうも同時にいたしまして、それで絞り込んで検査をするというような形になります。

○中条委員 そうだと思うのですがけれども、例えば人間の場合であるならば、成田空港で、セキュリティの人は、こいつはちょっと怪しそうかなと思うと、スーツケースの中をあけなさいということと言われて、私なんかも時々あるんですけど、事細かに調べられると。そうでない人は通す。

ただ、人間の場合、前もって書類を提出しておいて、それで審査してもらおうというわけにいかないわけですがけれども、貨物の場合はそれが可能なわけですね。その上で書類の審査をされて大体オーケイのものが約8割方あるというような状況の下で、貨物が来てそこで見て、前もってこれはちょっと疑義があるからちゃんと中を調べたほうがいいなということを書類でチェックをされているのでしょうから、そこでお調べになって、問題なければ通すと。これは人間の場合と同じように、そういう形でどんどん入れていけばいいので、何も搬入させてそこでやらなければいけないということがなぜ必要なのかというのがよくわからないんですね。

○上斗米業務課長 今、NACCSを使えばとおっしゃられましたけれども、基本的には保税地域に搬入されて、そこから例えば内陸にあるような工場が保税蔵置場として認められれば、そこへの保税運送という形でNACCSの中に流れていくわけですがけれども、申告がなされた後、保税運送の手続がなされなければ、NACCSに保税運送の情報も入れ

る必要ないんですね。現実の問題としては、N A C C Sの網がカバーしているというのは、保税地域に搬入した後でそこからの動きはすべて保税制度の下で流れをすべてカバーする形になっているものです。従って、これを外しますと、実際に保税地域に入れば、そこで搬入されたというのが分かるわけですが、その間の実際の申告が事前になされてから、実際そのコンテナヤードに入るまでの間はN A C C Sの網には実は入って来ない形になっているわけでございます。

○中条委員 だから搬入されたものをごらんになっているわけではないわけでしょう。

○上斗米業務課長 もちろん実際に全てをチェックしている訳ではございません。

○中条委員 だったら余り意味がないですよ。

○上斗米業務課長 逆に、申告がなされた段階においては、少なくとも物は入ったということは確認できているんです。物が無い段階で申告がなされたということは輸出についてはないわけですので。加えて、保税蔵置場を管理する者が記帳することを通じまして、輸入者がやったものと管理する者がやったこと、それが系統的に照合できるという部分がありまして、ある意味、第三者の目が常にかかっているということがあるわけです。そういう意味で、そういったシステムの中で、他人と荷主と物流業者の相互の一種緊張関係の中でチェックがなされている部分がございます。

ただ、中条先生おっしゃるように、例えば輸出も予備審査制というのがございます。実際物を運ぶ前に書類上のデータだけでN A C C Sに入れていただいて、税関に対して予備の審査手続を通しますと、この申告内容であればこれは大丈夫ですよ。これは審査・検査必要ありますよということは事前に我々は告げております。その現在の利用率が約3割程度でございます。その上で送っていただいて、最終的に物が保税搬入地域に入った段階で系統的には項目は実際に入っているものですから、正式申告という形でもう一度送信していただいて、そうしますと正式申告がなされたということで、先ほど申し上げた正式な許可証が出ます。それが先ほど申し上げた輸出免税のための関係資料にもなっていくというようなやり方ですので、少なくとも輸出者の方々の立場から見れば、予備審査制を使えば予見可能性というのは明確になっている。

ただ、3割になぜ止まっているかということ、1つはデータが変わるときがあります。事前はこういうものを何個という予定だったものが、実際輸出するときは変わっていたというのがありますので、我々のほうとしても変わるということはその間事情に変更があったということでチェックが少し厳しく当然その間ありますので、あいまいな状態のままでは予備審査制は使われないということはあると我々は聞いております。

○有富委員 保税搬入原則の撤廃の前に、米国向けのC Yカットの時間が必要以上に早くなった、それは民間が足を引っ張っているだけだという議論もあるけれど、それはやっぱり、そもそも保税搬入原則というのがあるために、これに安住して既得権益としているところがあるのが問題なのではないか。だから、まずはこの原則をちょっと変えていただいて、基本は保税地域に入れずに輸出申告をできる形にして、そしてその中から危ないもの

はきちんと別のルートで検査をやるという形をそろそろ考えていただく時期かなという気がするんですね。

なぜそうかという、もちろん兵器の部品だとか、盗まれた車だとか、麻薬だとか、そんなものが税関をかいぐっていいなんてちっとも思ってない。これは我々も財務省と同じ考えなのだけれども。昔はなぜ保税搬入原則があったかと考えると、いわゆる貨物のトレーシング技術は皆無、そんなことができるなんて考えられない時代に行われていた仕組みなのだったけれども、今はそれができる。すなわち電子的な申告と電子的なトレースができるというようなことを前提として、基本的に通すというか、保税地域なんてスルーできて、サプライチェーンのスピードを上げることがまず原則であって、ルールを逸脱したものは徹底的に調べ尽くして、監視課長ががんがんにやってくれればいいんだと思うんですけれども、要は釈迦に説法だけれど、今、輸出企業、輸入企業もそうだけれども、サプライチェーンのスピードを本当に何時間かでも、あるいは1日短縮するためには工場の配置さえ変えようぐらいの勢いですよね。ですから、できるだけ仕組みとしては、そういうことが実現できるような、そのかわり、一発不正をやったらその企業は日本で商売できないぐらいまでペナルティを課すべきではないかと思うのですけれども、基本はスーッと行くような形をぜひ通していただきたい。

そういう意味から言うと、パブコメの別紙2の2番目はちょっと論外で、やっぱり3番目がいいかな。1番目にあるようなコンプライアンス、企業の信用力を担保し、トレースがしっかりでき、それから電子的な手続を行っている、これら3つ全部ばらばらでなくて、1と3の合わせわざという感じなのかなというのが、これを読ませていただいた感触なんですけど。

○中条委員 1と3の合わせわざだったら、何ですぐできないのだろうかという、そういう素朴な疑問があるわけですね。

○上斗米業務課長 今、有富委員、中条委員から御指摘あったように、72時間前にコンテナヤードに持ち込めという形で、むしろ民間同士として的一种条件とを求めているわけです。これは基本的には彼らの説明によれば、米国への輸出は、船積みの24時間前にマニフェスト情報という混載貨物もさまざまな企業のやつを混ぜちゃうものがあるものですから、それを作成するための作業として48時間前が必要であるということを船会社等から要求されていると聞いていますけれども、例えばイギリスは72時間ではなく48時間でやっているそうなのですね。米国はすべての国に対して24時間前に情報を出すことを求めているにもかかわらず。

○有富委員 そっちのほうが競争力があるんですね。

○上斗米業務課長 はい。その部分は、日本でもなぜ我々もできないのかというのは非常に疑問に思っているわけでございます。ただ、逆にイギリス並みになったとしても48時間前には入れる必要はどうしても、確かに船会社がそういった情報をつくる作業がかかるのはそうなんでしょうから、48時間前には持ち込まなければならないのであれば、それ

はまさに保税地域なわけですから、その情報が揃ったところで申告してなぜ困るのかというのが我々は率直に言うとはよくわからないわけでございます。

また、トレーシングが可能だと、まさにおっしゃられたわけであって、トレーシングが可能かどうかということをおっしゃられたら、もしこういった保税搬入原則を掛けない場合、担保できるかということでありまして、(2) 案について論外だと両先生おっしゃられたのは、恐らく「48 時間」という言葉が一番大きいのではないかと思うのですが、まさに何らかのこれは通関業者であっても、運ばれるフォワーダーの方でも結構なんですけれども、ちゃんとしたバンニングがなされて、そのトレーシングをちゃんとやっていく。その荷物がまた国内に実は逆戻りすることなくしっかり運ばれていることを保税制度以外の形でしっかりチェックできるようなシステムをつくっていただければ、我々としても議論はできると思います。48 時間が適切なのか、あるいは 24 時間前であれば適切なのか。実はヨーロッパも 2009 年 7 月から 24 時間前に申告を出しなさいという輸出についてもルールがあるわけですし、カナダ型の 48 時間がいいのか、あるいは EU の今後実施する予定の 24 時間がいいのかという時間の問題については、諸外国の例を見ながら我々は考える必要があると思っています。(2) と (3) の違いは、(3) は、今の予備審査制のある意味で法制化みたいな話になりますので、一定の要件の方に対して申告だけはしていただくということです。ただ、許可は、その間トレーシングができない可能性がありますので、物が実際入ったということが確認できないと、やはりこれは許可できないでしょうということになるわけですので、そのあたりの組み合わせをこれから議論していきたいと思っていますし、また、物流事業者の方、荷主の方から、こういうふうにやれば、我々が持っているような懸念は除くことができるという御意見いただきたいと真剣に思っております。

○有富委員 規制について一般論を言うと、規制を作るときにはそれなりの意味があって、意味があってということは、利用者、国民にとっても国益のために必要だったのだけれども、それがずっと時間がたっていくと、世の中のいろんな仕組みが変わっていても、いつの間にか既得権益者の権益が変わっている可能性があるんですね。

今の上斗米課長の話も、どちらかということ、72 時間と言っているのは、いわゆる保税搬入原則があるものだから、その権益を持っている側は既得権に安住して、余りイノベーションをやらうとしてないんですね。当然、そこで競争が起きてない。

なぜなら、うちのところを使うともっとスピードの速い仕組みを提供できるよということをおっしゃなくても荷物は来るし、あるいはそう宣伝しても横並びで何の競争力にもならないのでそうなっているところが問題なのであって、ですから逆に、イノベーションを抑制しているこの原則をまず外して、そのかわり少々厳しい仕掛けをつくっておいていただいたほうが、民間の工夫が新しく出てきますよ。すると自然と状況がよくなって競争が出てきて、結果的にサプライチェーンのスピードが早まるという、そういうことが起きると思うので、どこが肝心なのかということ、今のままの仕組みでもできるではないかと言わないで、財務省がまず、仕組みを変えていただくということが一番重要だということをおっしゃるべきだと思います。

お話ししたいと思います。

○中条委員 さっきもおっしゃったセキュリティ上のことがあるので、いろいろやってもしょうがないじゃないかという話もあるのですけれども、改善できるところをきちんとやっておかないと、セキュリティのほうで対応がいろいろできて、あるいは相互認証するような形をいろいろ対応ができたときに、すぐにこちらの対応が可能にならないわけですよ。例えて言えば、私と有富さんが打ち合わせをするのに、有富さんも遅れて来るだろうからと思って、私が遅れてくると、これはいつまでたっても両方とも遅れてしまう。有富さんは遅れてくるかもしれないけれども、私は時間どおりに行くと、そういうことをやらないと全然改善にはつながっていかないわけですよ。

だから、そこはまずは関税のシステムのほうで対応をきちんとできるようなことをやって、そしてほかに圧力をかけていくと、そういうやり方をしていかないとだめなのではないかと思うんですよ。だからぜひその点は御努力をいただきたいなと思うところです。

○上斗米業務課長 我々としては、72時間前のCYカットの問題は米国が24時間前の情報の提出を主張している以上、保税搬入原則いかに変わのかなというのは非常に疑問があるところでございまして、先ほど申しましたように、どうしても24時間前には船会社が米国の当局に提出しなければならないものですから、そのために必要な情報を集めるために、イギリスが48時間ですけれども、やはりその前に持ってきてくださいといっている。持ってこないで船積みのマニフェスト情報がつくれないですということです。

保税搬入原則がその口実として使われているような面はあるのではないかと我々は思っています。

○中条委員 であるならば口実に使われているほどばかばかしいことはないので、さっさと改善なさって、うちの責任じゃないよということをおっしゃるべきですよ。

○上斗米業務課長 そのとおりでして、逆にそこに代わるものをまきに出していただきたい。我々は別に72時間前とか48時間前に持ってきてほしいから、この制度を維持しているわけではなくて、先ほど申しましたようにチェックをする機会を確保する必要があるのです。それから、効率的に業務運営やりたいという部分がありますので、その代わるべきまきに制度を我々としては民間の方の意見も踏まえながら議論していきたいということで、今回3つの案を出したのは我々としては思い切ったことをやったつもりです。中条委員のほうからパブリックコメントの期間が2週間しかないという話をいただいたのですが、その具体的な案の策定に至るまでAEOの推進官民協議会のほうでの意見を踏まえた上で、漠とした案であれば、パブコメを早い段階で求めるのは容易なのですが、それではあまり具体的なスキームを考える際には役に立たないものですから、そのために時間を要したわけでございます。

○有富委員 2番目の他国の事例ということについて少し入っていますけれども、何か付け加えてお話しいただくところありますか。

○上斗米業務課長 1つだけ我々として申し上げたいのは、保税搬入原則が我が国にしか

ない制度だというようなことをおっしゃる方がおられるんですね。ここはECの関税法も原則はやはり日本と同じでありまして、特例としての自社施設設備等で申告ができるローカルクリアランス制度というのがありますので、そこは我々も特定輸出申告制度という形で例外としての制度を設けておりますので、その考え方は同じであるということだけは申し上げておきたいということと、これまで、輸出について、実は各国ともそれまで非常に緩かったのは実態であります。それが米国のセキュリティ強化に伴って、EUも先ほど申しましたように、2009年7月から24時間前に申告を出せという制度を入れますし、ほかの国々においても、米国の24時間ルールの関係で輸出についても一定の強化を行っているのが実態でございますので、そういった流れがあるということをお理解賜りたいと思っております。

また、具体的な数字は言えないのですが、我が国の税関も従前は輸出については十分に審査・検査をやったことなかったのは事実でありまして、最近まさにテロ以降の問題、それから産業廃棄物が非常に社会問題化しているものですから、これで輸出についても従前よりも検査の比率を若干上げております。その結果として過去5年間で見ますと、いわゆる非違があったというものが、この5年間で8倍ぐらいになっています。数が増えたので上がるのは当然だというお話あると思うんですが、それを勘案しましても実は5倍ぐらいになっている状態でございます。それはそういう意味で、我々としてしっかりチェックすべきはチェックすべきであるということです。メリハリを逆につけたいというのが我々の発想ですので、そのため特定輸出者ができるだけ伸びていただきたいと思っているわけであって、ある意味で自社での管理が十分に可能なところについては、我々としては極端なことと言えば、フリーパスに近いような状態にして、ほかの部分に対してできるだけ資源を投入していきたいというのが我々の考え方でございます。

○中条委員　そういう点では全く同じ考え方なんですけど、そのところで、要するにメリハリをつけるというところで、小悪は通すけれども、大悪は絶対通さないぞということか、それとも小悪もちゃんと全部捕まえるぞという方針でいくのかということか、少し考え方の開きがあるのかなど。電子ファイルで申請された者の中には小悪もいるかもしれないんだけど、それは目をつぶると。そのかわり、とんでもないものについてはきちんと検査をする。そういうほうがむしろこれからの社会にとってはいいのかなと私なんかは思うんです。

ついでにちょっとお聞きしたいのは、産業廃棄物を、これは本来、産業廃棄物として処理されるべきものが輸出されるという場合ですよね。それは輸出して、ほかの国で廃棄するということですか。

○上斗米業務課長　よくありますのは、例えば自動車なんかを分解したようなものとか、あるいは医療関係の廃棄物ですが、それは本来当然バーゼル条約に該当しますので、それを所管する当局の許可はもうおらないのが原則なのですが、法律上は許可をとった上でなければ輸出できないということになっています。そこをそのものに該当しないと、一種虚

偽の申告を行って、あるいは本人が「気がつかなかった」と言い張るケースが多いので、厳罰で何とかすればいいのではないかという御意見もあるのですが、実際「犯意はなかった」というふうに主張するのがほとんどでございまして、そういったさまざまなものが、最近、家電なんかのリサイクルなんかもよくありますけど、ああいったものをぐちゃぐちゃの状態にして、我々から見れば当然売り物にならないものを中古品か何かだというような形で輸出するケースというのは非常に実は多うございます。

○中条委員 それで海外で廃棄するということなんですね。

○上斗米業務課長 それは売なのか、廃棄目的でやるのかというのは必ずしも我々としてわかりません。

○中条委員 要するに売の場合に、それが何らかのハザードをもたらすようなものであるのが問題なわけですよ。

○上斗米業務課長 はい。

○中条委員 だからリサイクルできるようなものであるならば、むしろ売られるほうが効率がいいわけですよ。そこはどのような形になっているのでしょうか。

○上斗米業務課長 まさに実際に中古で本当に売ることができるようなものなのか、もうどう考えても単に捨てているものなのかと、その見解が分かれるところが非常に多いわけございまして、悪質な者であればあるほど、これでも途上国で売れるのだというようなことを言いますが、我々として実際開けてみて出てきた外形から判断して、オイルが既に漏れちゃっているようなやつとか、電池から水銀が出ているようなやつとか、そういうものもありますので、そういうものは当然これは無理、まずバーゼル条約に当たるのかどうかの判定が必要であるということ差し止めるわけでございます。

○中条委員 それは日本国内で処理するよりも、わざわざ運搬費を払ってでも外へ持って行ったほうが安く処理できるからということですよ。

○上斗米業務課長 ずっと安くできると思います、率直に申し上げます。

○中条委員 だけど、さっきも申し上げたように、2人でミーティングする。あいつが遅刻するからだと言っていたのでは話は済まないわけで、自分は遅刻しないぞということをまず示さないと相手に対して物は言えないわけですし、何が問題かというのは明確にならないわけですから、できるところからきちんとやっていくことがやっぱり大事なんだと思うんですね。物事を総合的に解決しようというのはとてもきれいに聞こえる言葉なんですけど、まずは個別的にやっていって、解決できるところから解決していかないと、結局何が問題なのか明確にならないということにもなると思う。せっかく3つ目の論点もパブコメでは並べて議論するような形にしておられるので、何とかこっちの方向で進めていただけるといいですけども。

○有富委員 5月の議論以降、保税搬入原則の見直しについては、今年度中に一応の方向性を出すということになっているわけですよ。ただ、今の状況だと抜本的改革の方向には必ずしも行ってないのかなという感触なんですけれども。中途半端な施策を打つという

のは、もっと得策でないような気もちらっとしているんですけど、その辺いかがなんでしょうか。

○上斗米業務課長 まさに保税搬入原則が適用されないものが、現実としてどの程度になれば日本の競争力等々の観点から十分なのかという議論にもなるのだと思います。先ほど申しましたように、来年末までには金額ベースでは50%と、この目標をまず達成したいと思っていますので、今申し上げたように、準備を相当程度やっている方まで含めれば4割近くまで来ておりますので、そういった方々をできるだけ早く具体的なところを固めていただいて、そして来年、もしこのような機会があれば、もう5割のめどはついたというふうに申し上げたいと思いますし、金額で5割ですと、件数ベースは大体その7割ぐらいになるケース多いものですから、件数でも三十数%となる可能性はあると思っています。そうしますと日本の輸出が全体としても半分は実は、ある意味で管理を輸出者の方に任せ、我々税関のほうで見るという管理ではなくて、自分たちで見ていただくほう移行すると思っていますので、そこを進めるのが官民の共同の努力としてまず重要であると思っています。

○有富委員 おっしゃる意味はわかるんだけど、件数で35%、金額で5割というのは、輸出全体では少ない感じがしますね。世の中にはきちんとルールを守らないのが2割いたとして、目標として売上5割の件数35%というのは、どうも少ないんじゃないかという感じはやっぱり否めないんですけれども。

○中条委員 機械振興組合なんかは、8割ぐらいは電子的に処理されて問題がないとおっしゃるんだけど、私はそれを全部は信用しませんけれども、だけど今の数値でいくとも……

○有富委員 かなり安全パイを、3パイ出ているやつしか切っていないんじゃないかと。

○中条委員 国士無双しか当たらないよという。

○上斗米業務課長 逆にそういう自社管理が何らかの形でできないのか、あるいは、物流業者がしっかり見る形にさせていただいても、それも1つの考え方だと思います。何らかの形でアウトソーシングを含めてしっかり物が管理されている形が作り上げられればいいと思っていますので、そういったアイデアが出てくるといいなと思っているんですが、先ほど言いましたように、しっかりした業者であれば、トレーシングも含めて物流業者が逆にやっていてくれれば、物の流れも、我々との関係でつながっている業者がやってくればいいわけです。

○増田監視課長 私どもの監視のためのリソースというのは非常に限られているものから、それは本当に怪しいところに集中するということが今後必要になると思うんですね。他方、輸出で変なことをしたときにどれだけダメージを受けるかというのは、会社ごとにございんですけども、これだけ大量破壊兵器の問題とかいろんな問題、国際的な国の信用にかかわるような問題になってきますと、仮に日本があるログステートのようなところに大量破壊兵器関係のものを輸出したという、国の信用にもかかわってくる事態になります

ので、そこは私どもなるべく限られたリソースを集中的にその取り締まりに使うと。

そのためには、先ほど上斗米課長からもございましたようなアイデアも1つの考え方としてあるのかなと考えてございますけれども。

○中条委員 監視課長さんを前にしてあれなんですけど、わかるんですか、そういうのというのは。

○有富委員 言えないでしょうけれども。

○中条委員 そうですね。プロって、それを出し抜くのがプロでしょう。だから……

○増田監視課長 そこは私どもも情報等もいろいろ使っております、ただ単に表面的なリスク判定のみならず、いわゆる情報機関といいますか、そういうところから入ってくるインテリジェンスも活用しつつやっておりますので、そういう点ではちゃんと当たっているのかという点ではある程度のそれなりの……

○中条委員 だからそうだと思うので、だから私が申し上げているのは、来た貨物を見ただけでは、それでどうということは言えないので、そういう監視システムのノウハウ、監視をされる方のノウハウというのはいろいろあるし、情報網もあるわけでしょうし、そういうことで見ていけば大悪は捕まえられるのではないかと。だから保税搬入やらないでもいいのではないかと、そういう発想なんですけれども。

○増田監視課長 そこはどこまで捕まえられるかという問題、程度問題になるかもしれませんが、要するに保税搬入原則の1つのメリットとして、1か所に集中するということで、我々もそこに集中して取り締まりができると。これが日本じゅう平場至るところに飛び散ると、今度集中的な取り締まりはできなくなってくるので、それはどこまで、程度問題ではあると思うんですけれども。

○有富委員 我々が申し上げているのは、基本的に全部保税エリアに入れて申告しろと言わなくても、まず申告があつて、それを電子的に税関がチェックして、これとこれとこれはこのエリアに入れなさい、見に行くからと、こういうふうにはできないのかなという非常に単純な話なんです。

○中条委員 人間のほうだって、テロリストは出入りするわけで、そのときに、入国する人、出国する人、みんなを1か所に集めてしばらくの時間置いておくということはしないわけですよ。そういうものというのは、まさに先ほど監視課長さんから御説明あったようないろんな情報だとか、そういうことも見て、照らし合わせて、どうもこいつが怪しいとか、そういうことで対応していらっしゃるんだと思う。貨物も同じじゃないかなと、素人から思うとそういうふう思うわけですよ。

大事な話は、私のように思っている素人はたくさんいるわけですよ。そこを、そうじゃないとおっしゃるのであるならば、かなり明確な説明の仕方をしていただかないとなかなか納得できないなということになるわけですよ。

○上斗米業務課長 中条先生のほうからプロはごまかしができるのではないかとおっしゃいましたけど、電子的な情報ですと、我々としてもそれを判定するためのインテリジェン

ス機能を強化しているのですが、まさにペーパーベースですと極論するとごまかしやすいんですね。ところが一番原始的な世界であれば、物を運んで、実際にそこへ積み込んでいる脇に、港頭地区に税関の職員がいれば、先ほど言ったような産業廃棄物なんていうのは、その段階でわかるに決まっているわけで、現実として我々としても海外から批判を受ける、例えば、東南アジア諸国なんかのNGOからたまに指摘受けますけれども、受けるのは、コンテナに詰めてしまって、それをそのまま本当にアジア諸国に持ち込んでしまうと。我々として一定のリスク判定を行って、コンテナを開ければわかるのですが、一定の比率でしか通常開けませんから、結局開けずにコンテナのまま海外にそのまま流れていくわけです。向こうで出したところ、向こうの港でチェックを受けて、そこにNGOがおられて、日本は産業廃棄物を輸出しているということになるので、本当のセキュリティの観点から見れば、あけて詰めている作業まで税関の職員がチェックするのが理想的ではあるのですが、それは今の物流の流れには全く反している話なので、何らかの管理の過程において、我々から見て十分なことをやっていらっしゃるといふことの保証をしてほしいんですね。その保証をどうやって得るか、ここの部分、極論すると、最後はそこになってくるんですね。

○中条委員 廃棄物も処理事業者の信用性が問題になりますから、結局のところは。

○上斗米業務課長 実際やっている業者とは名前を変えて申告されているようなケースや一応買い取った形にして、別の商社的な方が輸出をしたりするケースもあるわけです。

○有富委員 だから少しきめ細かくやらなければいけないのかもしれないかもしれませんね。例えばNVOC Cみたいな、いわゆる混載業者のものは、そういう税関の指定されたエリアの中でやるとか、これは国交省との関係もあるのかもしれないけれども。ともかく民間側は、保税搬入原則が残っているところにどうも問題があって、サプライチェーンのスピードを阻害しているということを行っていることだけは間違いないので、その辺の整合性をどうとっていくか。

しきりにこちら側としては、まず原則を外していただいて、あとどういう枠組みをつけるかということを決断していただけたらいかがですかと、こうお願いをしているんですけども。さっきからお話を聞いていると、その方法論の話ですね、どうやら。

○中条委員 まずは電子化をともかく 100%というか、完全にすることがまずは大事でしょうね。その上で、どれぐらいまでいくか。上斗米さんは50%とおっしゃるんですけども……

○有富委員 それでは低いのではないかと思うんだけど。

○中条委員 そのあたりをどの辺までね。

○上斗米業務課長 50%を達成した後、さらにどこまで目標としていくのかということだと思いますので、それはまさに今はそれに向けて全力を尽くして実は我々もやっているところでもありますので。

○有富委員 まずは50%を早急に実現して、さらにサプライチェーンのスピード化のために貢献するとするならば目標を上げることもやぶさかではないみたいな、そういう状況です

か。

○上斗米業務課長 我々としてはそうしたいと思っていますし、またパブリックコメントを出していますから、特定輸出者以外でも一定の管理がなされた状態が確認できる状態があれば、特例ということも含めて考えているわけでありまして、そういう形で検討を進めていきたいと思っております。

○有富委員 わかりました。いいですか、先生。

○中条委員 はい。

○有富委員 貿易は国同士の競争ですので、その中で役割としては、制度を設計している行政の役割が一番大きいですね。ぜひよろしくをお願いします。

ありがとうございました。